

泉大津市 4 神社巡りを軸とした観光パンフレット作製業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

コロナ禍が終わり、関西国際空港を利用して来阪するインバウンドが増加している中、本市の地理的優位性から宿泊観光客は増加しているものの、観光目的で本市を訪問する人は少ないのが現状である。

観光客を受け入れる環境が整っていない中でインバウンドや全国からの観光客を誘客することは難しいことから、まずは泉大津のことを認知していると考えられる本市から 1 時間圏内に在住している近隣住民をメインターゲットとした情報発信を行い、訪れてもらう必要がある。

近隣住民をメインターゲットとすることから、ストーリー性が強く、複数回来訪することが期待できる神社を軸とした周遊パンフレット（マップ）作製を行う。

本業務は、魅力的な観光パンフレットを作製し、本市への観光を促進し、地域の賑わいづくりと地域経済の活性化を目的とする。

なお、本業務は、事業者が提供するサービス内容に差異があり、価格だけで事業者を特定することが困難であることから、企画提案を含め総合的に判断するため公募型プロポーザル方式を採用し、事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

泉大津市 4 神社巡りを軸とした観光パンフレット作製業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の内容

別添の泉大津市 4 神社巡りを軸とした観光パンフレット作製業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 予算限度額

1,133,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。なお、候補者決定までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 泉大津市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱（平成 14 年制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしていない者であること。
- (5) 泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年泉大津市条例第 1 号）に規定する入札参加へ

の排除措置を受けていない者であること。

- (6) 過去5年間に国（特殊法人等を含む。）又は地方公共団体が発注する本業務の内容と同種の業務を受託し、これを全て誠実に履行した実績を有する者であること。ただし、元請けとして契約した業務に限る。
- (7) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

5 プロポーザル実施スケジュール

公募開始	令和7年12月19日（金）
質疑書提出期限	令和8年1月5日（月）
質疑回答日	1月7日（水）
参加申込書提出期限	1月9日（金）
企画提案書提出期限	1月15日（木）
辞退届提出期限	1月15日（木）
第1次審査（書面審査）	1月19日（月）
第1次審査結果通知	1月20日（火）
第2次審査（プレゼンテーション）	1月26日（月）
審査結果通知	1月28日（水）
契約締結	2月上旬 予定

6 参加申込み

「4 参加資格」を満たし、本業務に係るプロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書は受け付けない。

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
ア 参加表明書（様式1）	1部	各1部
イ 会社概要書（様式2）	1部	
ウ 業務実績書（様式3）	1部	

業務実績書に記載の契約案件に係る契約書の写しを添付すること（添付する契約書に開示できない項目がある場合は、当該部分を黒塗りして提出すること。）。

(2) 提出期限

令和8年1月9日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法及び提出先

下記のア及びイの両方を提出すること。

ア 紙媒体

持参又は郵送により提出すること。

（〒595-8686 泉大津市東雲町9-12 泉大津市秘書広報課）

イ PDF

電子メールにより提出すること。

（秘書広報課メールアドレス kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp）

(4) 参加の承認

参加承認の可否は、令和8年1月13日（火）に参加表明書に記載された担当者に電子メールで通知する。

(5) 質疑及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質疑書（様式4）」を提出すること。

ア 提出期限

令和8年1月5日（月）

イ 提出方法

（ア） 質疑書（様式4）に質疑内容等の必要事項を記載し、電子メールに添付のうえ「秘書広報課」へ提出すること。

（秘書広報課メールアドレス kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp）

（イ） 電子メールの件名は、【プロポーザルに関する質問（会社名）】とすること。

（ウ） 電子メール以外での質問には回答しないものとする。

ウ 質疑への回答

令和8年1月7日（水）に泉大津市ホームページに掲載する。なお、個別には回答しない。

7 企画提案

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
ア 企画提案提出書（様式5）	1部	各1部
イ 企画提案書（任意様式）	6部	
ウ 見積書（任意様式）	1部	

(2) 提出書類の規格

A4版両面カラー（文字サイズ11.0ポイント以上）で20ページ以内（表紙や目次を除く）とする。

- ア 提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。
- イ 見積書における合計金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載すること。
- ウ 会社名、ロゴマーク等、作成者が特定される表示は一切しないこと。
- エ 「3 予算限度額」に示す金額を超える場合は失格とする。

(3) 提出方法及び提出先

「6 参加申込み」の「(3) 提出方法及び提出先」と同様とする。

(4) 提出期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 1 月 15 日（木）午後 5 時（必着）まで

※なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとする。

(5) 提出書類作成の留意事項

- ア 仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を漏れなく記載すること。
- イ 提出された企画提案に関する書類の修正及び変更は認めない。
- ウ 提出された企画提案に関する書類は返却しない。

8 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、泉大津市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置される『泉大津市 4 神社巡りを軸とした観光パンフレット作製業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）』の審査において、次により決定する。

なお、企画提案者が 1 者の場合でも審査を行うが、評価点の合計が満点の 6 割に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

ア 応募者が 4 者以上あった場合は、審査委員会において、企画提案者の提案について審査基準に基づいて書面審査による第 1 次審査を行い、審査委員の合計点数の総計の上位 3 者をプレゼンテーション及びヒアリングによる第 2 次審査の対象者として選定する。

イ 第 1 次審査の結果は 1 月 20 日（火）に「第 1 次審査結果通知書」を電子メールにて通知する。

ウ 第 2 次審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準に基づいて評価し、第 1 次審査の結果と合わせて、最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の候補者とする。なお、第 1 次審査を行わなかった場合は、第 2 次審査において、第 1 次審査の審査項目を併せて審査する。

エ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、契約候補者を決定する。

オ 第 1 次審査、第 2 次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けない。

(2) 第 2 審査の実施

企画提案書等の記載内容について評価するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

ア 実施日時

令和 8 年 1 月 26 日（月） 予定

※詳細については、後日通知します。

イ 実施場所

大阪府泉大津市東雲町 9 番12号 泉大津市役所（予定）

ウ 時間配分

各参加者概ね30分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度）

※企画提案者数により、プレゼンテーション時間等を変更する場合もある。

エ 実施方法

「7 企画提案」の「(1) 提出書類イ、ウ」に沿って、当該実務を担当する者がわかりやすく簡潔に説明すること。提案説明は企画提案書をもとに実施するものとし、わかりやすく説明するためにパソコンやプロジェクター等の機器を利用することを認める。なお、プロジェクターに投影する資料は提案書に記載されたものに限る、会社名を特定できる表示を一切しないこと。

また、会場に入室できるのは、3名以内とし、入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないこと。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(3) 選定結果

令和 8 年 1 月28日（水）（予定）にプレゼンテーション及びヒアリングの参加者へ審査結果を通知する。

(4) プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、契約候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を、泉大津市ホームページで公開する。

9 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が予算限度額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

10 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

11 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を市に請求することができないものとする。

12 契約について

(1) 契約方法

ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を、本業務の契約候補者（随意契約）とする。

イ 契約は、本市が設定する予算限度額の範囲内で、契約候補者と交渉のうえ締結する。

ウ 契約候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は契約候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予算限度額の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

契約候補者と市が業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出すること。

(4) 契約保証金

契約保証金額は、契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券とする。）を納付する。ただし、泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第116条各号のいずれかに該当するときは、これを免除することができる。

13 その他

(1) 本件プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

(2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を令和8年1月15日（木）までに、秘書広報課へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益を受けることはない。

14 問合せ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市市長公室秘書広報課

TEL：0725-33-1131（代表）

E-mail：kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和7年12月19日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。